

愛知県農林基盤局優良建設工事施工業者表彰要領

(趣旨)

第1条 愛知県農林基盤局が所管する建設工事（以下「建設工事」という。）の施工にあたり、卓越した技術等により優れた成績で工事を完成した県内の施工業者（以下「優良建設工事施工業者」という。）を表彰することにより、建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業の育成・発展を図るものとする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象工事は、建設工事のうち前年度に完了した工事とする。

(優良建設工事施工業者の推薦及び選考)

第3条 地方機関の長は、前条に掲げる対象工事の施工業者で工事成績が優れている等、優良なものを農林基盤局長に推薦する。優良建設工事施工業者は、推薦されたものの中から選考する。

なお、地方機関の長は、推薦後、推薦内容に変更が生じた場合（推薦の取消しを含む）は速やかに報告するものとする。

(選考会議)

第4条 優良建設工事施工業者の選考にあたり、農林基盤局に優良建設工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）を設置する。

1 会議の構成は次のとおりとする。

議長：農林基盤局長
副議長：農林基盤局技監
会議員：農地部長
林務部長
農林技術管理室長
関係各課長

2 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を代行するものとする。

3 会議の事務は、農林総務課農林技術管理室において行うものとする。

(会議の招集)

第5条 会議は議長が招集し、構成総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

(優良建設工事施工業者の決定)

第6条 優良建設工事施工業者は、会議の審査に基づき議長が決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、知事名の感謝状の贈呈をもって行うものとする。

(経過措置)

第8条 愛知県農林水産部農地林務関係が発注し、平成31年3月31日以前に完了した建設工事实績及び愛知県農林水産部農地林務関係優良建設工事施工業者表彰要領による表彰実績等は、本要領に引き継ぐものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか必要なことは、農林基盤局長が定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。